

1兆円を超えたふるさと納税 どこの団体が1位？

総務省が公表した調査結果※によれば、令和5年度のふるさと納税の受入額が前年度と比べて約1.2倍の約1兆1,175億円となりました。ふるさと納税導入後、はじめて1兆円を突破しました。

ふるさと納税の概要

(1) ふるさと納税とは

ふるさと納税とは、国から指定を受けた地方公共団体（以下、団体）に対して個人が行った寄附のうち、2,000円を超える部分の金額を所得税や住民税から控除（上限あり）する制度です。令和6年度の住民税を計算する上で「ふるさと納税」を適用した人の数は、上記結果では、約1,000万人ありました。

(2) 適用方法

ふるさと納税は、原則、確定申告を通じて適用します。ただし、確定申告をする必要がない方で、ふるさと納税の寄附先が5ヶ所以内の場合には、寄附先の団体へ申し出ることによって、確定申告をすることなく、同様の効果が得られます。これを“ワンストップ特例制度”といい、上記(1)の5割強に相当する536万人強が適用しています。

受入額が最も多い団体

令和5年度におけるふるさと納税受入額の多い上位5団体は、次のとおりです。

	団体名	受入額(百万円)	受入件数(件)
1	宮崎県都城市	19,384	1,012,796
2	北海道紋別市	19,213	1,243,201
3	大阪府泉佐野市	17,514	1,174,877
4	北海道白糠町	16,778	1,074,349
5	北海道別海町	13,903	923,046

出典：総務省HP「ふるさと納税に関する現況調査結果の概要」

ふるさと納税の返礼品サイトを利用された経験のある方でしたら、お馴染みの団体名ではないでしょうか。

市町村民税控除額が最も多い団体

他方、令和6年度における住民税の課税で、市町村民税控除額が多い上位5団体は、次のとおりです。

	団体名	市町村民税控除額(百万円)	控除適用者数(人)
1	神奈川県横浜市	30,467	439,267
2	愛知県名古屋市	17,654	255,163
3	大阪府大阪市	16,655	279,922
4	神奈川県川崎市	13,578	207,616
5	東京都世田谷区	11,028	146,812

出典：総務省HP「ふるさと納税に関する現況調査結果の概要」

適用額が多いほど、住民税の流出が多いことを意味します。上位20団体のうち、市町村民税控除額を控除適用者数で割った1人当たりの平均額を計算したところ、11位の東京都港区が約15万円と、上記1位の神奈川県横浜市の約7万円の2倍を超える控除額でした。

なお、令和6年4月で指定取消の満了を迎えた兵庫県洲本市は、令和6年度中の復帰は困難であり、適切な時期に判断する旨が同市のホームページで掲載されていました。団体指定は、10月から切り替わります。どの団体が指定を受けるのでしょうか。

(※) 総務省 HP「ふるさと納税に関する現況調査結果の概要」 https://www.soumu.go.jp/main_content/000960659.pdf

社長のための財務 回転率は経営効率のバロメーター

ここでは、企業の収益力を高めるための視点として、棚卸資産回転率、売上債権回転率、固定資産回転率についてみていきます。

棚卸資産回転率

棚卸資産回転率は、棚卸資産の滞留状況を示す指標で、次の算式により求めることができます。

$$\text{棚卸資産回転率} = \text{売上高} \div \text{棚卸資産}$$

棚卸資産の滞留は、さまざまな問題（品質劣化、陳腐化、保管場所のコスト等）を引き起こす可能性がありますので、滞留期間は極力短い（棚卸資産回転率が高い）方がよいといえます。

ただし、棚卸資産の圧縮が行き過ぎると品不足となり、販売機会を失うなどのチャンスロスが生じるリスクも高くなるため、あくまで自社にとっての適正な水準を意識したいものです。

また、同業他社との比較、自社の過去の実績との比較などで、数値の変化を把握しておくことも重要です。大きな変化が出ている場合は、その要因を追求しておく必要があります。なぜなら、商売のやり方が変わらない限り、数値が大きく変化する可能性は低いからです。もし、商売のやり方が変わっていないのに、回転率が低くなっているような場合は、**休眠在庫や不良在庫が発生している可能性が高い**といえますので、早急に確認する必要があります。

売上債権回転率

売上債権回転率は、販売した商品代金の回収状況を表す指標で、次の算式により求めることができます。

$$\text{売上債権回転率} = \text{売上高} \div \text{売上債権}^*$$

$$(\text{※}) \text{売上債権} = \text{受取手形} + \text{売掛金}$$

売上債権とは、販売後に現金として未収となっている代金の総額です。一般的に継続的な取引では、「掛売り」という販売形態が常ですので、現金商売以外の大半の商売で、この売上債権は発生します。

一般的に代金の回収は早い方がよいので、売上高に対して、売上債権が少ないこと（売上債権回転率が高いこと）が好ましいといえます。

ところが、商売をしていると、さまざまな事情により代金の回収は滞りがちです。未回収の売上債権が増えてくると、当然それだけ貸し倒れとなるリスクも高まることから、できるだけ早く債権は回収するようにしなければいけません。

そのため、売上債権回転率は絶えず意識しておく必要があります。現状の販売状況において適正な売上債権回転率はどの程度なのかを把握し、その適正水準よりも実際の数値が悪化している場合は、その要因を確認しなければいけません。商売のやり方が変わっていないのに、回転率が低くなっているような場合は、**営業担当者が（成績を上げるために）無理な販売をしているケースや、取引先の業績悪化などで取引条件どおりの回収ができなくなっている**等の可能性があります。

これらは、早めに対処しなければ売上債権が不良債権化し、完全に回収できなくなる可能性も

あります。そうなる前に、適切な対応をするためにも、売上債権回転率は注意深くみておく必要があります。

また、万が一、売上債権が不良債権化した場合は、できる限り早く貸し倒れ処理（費用計上）したいものです。貸し倒れ処理をすれば、売上債権回転率は改善します。

固定資産回転率

固定資産回転率は、固定資産が効率的に活用されているかどうかを表す指標で、次の算式により求めることができます。

$$\text{固定資産回転率} = \text{売上高} \div \text{固定資産}$$

固定資産には、建物や設備、機械などの「有形固定資産」、ソフトウェアなどの「無形固定資産」、投資有価証券、保険積立金などの「投資その他の資産」が含まれます。

固定資産回転率は、その算式が示すとおり、固定資産投資により、何倍の売上を上げることができたかを示します。したがって、その数値が高いほど、固定資産が効率的に活用されているということが出来ます。

固定資産回転率は、一般に、**設備投資額の少ない商業では高く、設備投資額の多い製造業では低くなる傾向にあります**。数値の大小は、業種ごとに異なりますので、同業他社との比較や自社の過去の実績との比較が有効です。

同業他社あるいは自社の過去の実績と比較をした際に、現状の固定資産回転率が低い場合には、固定資産が十分効率的に活用されていない可能性があります。設備投資が過剰である、あるいは遊休資産が多いなど設備の稼働状況が良くないことなどが考えられます。過剰設備や遊休資産など有効活用されていない資産を処分・換金することで、固定資産回転率を改善させることができます。

一方、自社の固定資産回転率が高すぎる場合も注意が必要です。この場合、新規の設備投資を実施していない、あるいは既存設備が老朽化している可能性が考えられます。新規に設備投資を実施すると、生産効率がよくなり、必要人員が減るなど収益が改善されますが、同時に、減価償却費も発生します。したがって、設備投資は、投資による利益の増加額と、新たに発生する減価償却費とのバランスを鑑み、判断をします。また、設備をリースで賄うときも同様（利益の増加額とリース料とのバランス）になります。

なお、土地・建物等、一部の資産を個人が所有し、その資産を法人が借りている場合、その資産は個人の財産であるため、法人の資産には計上されません。したがって、同額の資産を法人が所有している場合と比べると、固定資産回転率は高くなります。

回転日数も参考に

資産の使用効率をみるときは「回転日数」を算出し、分析した方が解りやすい場合もあるでしょう。最後にそれぞれの回転日数についてご紹介します。

棚卸資産回転日数

仕入を行い、売上が発生するまでの平均日数で「 $365 \text{日} \div \text{棚卸資産回転率}$ 」で求められます。

売上債権回転日数

売上が発生してから販売代金を回収するまでの平均日数で「 $365 \text{日} \div \text{売上債権回転率}$ 」で求められます。

固定資産回転日数

固定資産が使用され、売上が発生するまでの平均日数で「 $365 \text{日} \div \text{固定資産回転率}$ 」で求められます。

貴社の経営状況の確認や改善点等の洗い出し等に、こうした回転率などを活用されてはいかがでしょうか。



10月のお知らせ

事業主の
みなさまへ

令和6年10月より 最低賃金が改定されます！

令和6年度の地域別最低賃金及び発効年月日が発表されました。

埼玉県は10月1日より、現行の1,028円から**1,078円へ変更**です。

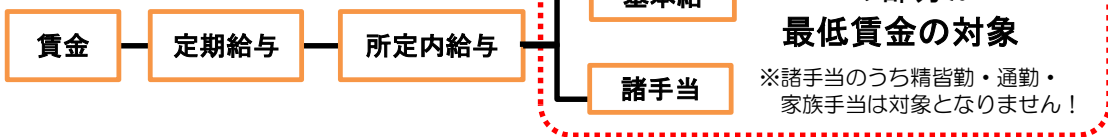
都道府県によって賃金が異なりますので、複数の県に事業所がある事業主様はご注意ください。

例) 埼玉県の事業所の月給者で平均所定労働時間が160時間の場合

1,078円×160時間＝**172,480円以上の金額にする必要があります！**

	現行	令和6年度	発効年月日
埼玉	1,028円	1,078円	令和6年10月1日
群馬	935円	985円	令和6年10月4日
東京	1,113円	1,163円	令和6年10月1日
神奈川	1,112円	1,162円	令和6年10月1日
千葉	1,026円	1,076円	令和6年10月1日
茨城	953円	1,005円	令和6年10月1日
栃木	954円	1,004円	令和6年10月1日

〈最低賃金の対象となる賃金〉



★ ★ 労働時間を正しく把握できていますか？ ★ ★

労働時間とは、従業員が会社の監督・指揮命令下にある時間のことをいいます。

付随する仕事の準備や片付けなどの時間も労働時間となりえます。また、実際に作業していない待機時間等の“手待ち時間”も会社の監督・指揮命令下であれば労働時間となります。

以下の事項をポイントに、正しい労働時間管理を心掛けましょう。

■ 労働時間の把握方法

- 〈原則〉
- ・タイムカードやICカード、パソコンの使用時間の記録など客観的な記録による方法
 - ・使用者自らが労働者の始業と終業を確認して記録する方法
- 〈例外〉
- ・直行、直帰などで原則の方法が取り得ない場合は、自己申告によることのできる

■ 労働時間の端数処理

労働時間は1分単位で把握しなければなりません。ただし、時間外労働の場合、事務手続きの簡便化上、1か月の合計に1時間未満の端数がある場合に、30分未満を切り捨て、それ以上を1時間に切り上げることは労働基準法違反として取り扱わないこととなっています。

例) 1か月間の残業数の合計が10時間25分の場合

◎10時間25分 または ◎30分未満を切り捨てた 10時間



★令和6年10月の
土曜日はお休みです。

★ご質問、ご相談等はこちらまで・・・

トキワビジネス協同組合 寺山社会保険労務士事務所
TEL : 048 - 571 - 2231 FAX : 048 - 570 - 1929

URL : <http://www.terazei.com/>

